

## 有機農業転換支援事業費補助金 Q & A

(問1) 有機農業転換支援事業の目的は何ですか。

(答)

有機農業の推進・普及拡大のためには、有機 JAS 認証の取得を支援し、消費者の信頼を確保することによって更なる面積拡大といった好循環を生み出すことが重要です。このため、県内の有機 JAS 認証取得を新規に目指す者に対し、転換期に施用する有機質肥料等に係る割増経費を定額補助することにより、同認証取得の支援を図ることを目的としています。

(問2) 事業の対象者（事業実施主体）は。

(答)

- ① 農業者
- ② 農業協同組合
- ③ 農事組合法人
- ④ 農事組合法人以外の農地所有適格法人

(問3) 事業の対象となる要件はどのようなものですか。

(答)

有機 JAS 認証取得を新規に目指すことです。このため、新規に有機 JAS を目指す人のほか、有機 JAS 認証はほ場ごとに行われることから、新たに認証を受けようとするほ場は支援の対象になります。

申請時に既に有機 JAS 認証を受けているほ場は対象になりません。

（問４）同一ほ場で一年間に複数回作付けする場合は、１作ごとに申請が必要ですか。

（答）

認証はほ場ごとに行われることから、一年間に複数回作付けする場合、実施計画書に当該ほ場の一年間に作付けする品目、使用する肥料及び土壌改良資材、農薬等を記載してください。

（問５）有機的な管理を開始したとみなされるのは、どの時点ですか。

（答）

果樹などの多年生作物については、禁止資材の使用を中止した時点をもって有機的な管理を開始したとみなすことができます。

多年生以外の作物は、禁止資材の使用を中止した時点において栽培されている作物がない場合に、有機的な管理を開始したとみなすことができます。禁止資材の使用を中止した時点において栽培されている作物がある場合は、その作物を有機的な管理下におかれた作物とみなすことができないことから、その作物が収穫された時点をもって有機的な管理を開始したとみなすことができます。